

岩手県告示第740号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小屋瀬	岩手郡葛巻町葛巻（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
荒谷	〃	〃	〃
昼沢	〃	〃	〃
昼沢－1	〃	〃	〃
昼沢－2	〃	〃	〃
弓弦部	〃	〃	〃
弓弦部－1	〃	〃	〃
岩ノ下	〃	〃	〃
岩ノ下－1	〃	〃	〃
鈴木の沢	〃	土石流	〃
弓弦部の沢	〃	〃	〃
千葉の沢	〃	〃	〃
荒谷の沢	〃	〃	該当なし。
蛇岩の沢	〃	〃	別紙図面のとおり。
昼沢の下沢	〃	〃	〃
尻喰の沢	〃	〃	〃
昼沢の奥沢	〃	〃	〃
昼沢の中沢	〃	〃	〃
昼沢の前沢	〃	〃	〃
千葉の奥沢	〃	〃	〃
千葉の前沢	〃	〃	〃
尻喰の中沢	〃	〃	〃
岩ノ下の沢	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに葛巻町役場に備えておいて縦覧に供する。